

## 新潟市政策改革本部設置要綱

### (設置)

第1条 本市の政策や業務について分析・評価を行い、政策の質の向上と業務の効率化を図るため新潟市政策改革本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 政策、業務の分析・評価等に関する事項
- (2) その他本部長が必要と認める事項

### (本部組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、統括及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 統括は、市長が任命する。
- 4 本部員は、新潟市庁議要綱第2条第1項に規定する者及び本部長が必要と認める者をもって構成する。

### (本部長、副本部長及び統括)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 統括は、専門的見地から本部長を補佐し、事務局が行う政策、業務の分析・評価等について総括する。

### (本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部構成員以外のものを本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

### (事務局)

第6条 本部の事務局は総務部に置き、次の事務を行う。

- (1) 本部会議の事務
- (2) 政策、業務の分析・評価等
- 2 政策改革本部事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局長は、市参事（政策改革本部担当）を充て、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。
- 4 事務局次長は、部副参事（政策改革本部担当）を充て、事務局長を補佐し、事務局の職員を指揮監督する。
- 5 事務局に専門的な課題を検討するため、プロジェクトチームを設置することができる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。